

# 官報

平成二十七年七月十日

## ○第百八十九回 参議院會議録第三十二号

平成二十七年七月十日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第三十三号

平成二十七年七月十日

午前十時開議

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

### ○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(報告を求めます。環境委員長島尻安伊子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔島尻安伊子君登壇、拍手〕

○島尻安伊子君 ただいま議題となりました法律

案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害が発生した場合における廃棄物の処理に関する基本的な方針の策定、環境大臣による当該廃棄物の処理の代行等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、原子力災害時の汚染廃棄物の処理についての法整備の重要性、災害時の関係者の連携協力体制の確保に向けた方策、災害廃棄物の処理費用についての国による財政支援の必要性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

平成二十七年七月十日 参議院會議録第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十七  
二百三十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

### ○議長(山崎正昭君) 日程第二 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 ただいま議題となりました貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特殊会社に移行する目的及びメリット、保険引受けに国の政策を反映さ

せる基準の在り方、インフラシステム輸出において日本貿易保険が果たす役割、責任準備金の適正な水準、中小企業等に対する一層の海外展開支援の必要性、国際約束に基づく債務削減が行われた場合の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十六  
二百二十一  
十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君  
副議長 奥石 東君

議員  
吉良よし子君 又市 征治君  
竹谷とし子君 辰巳孝太郎君  
吉田 忠智君 河野 義博君  
佐々木さやか君 倉林 明子君  
福島みずほ君 矢倉 克夫君  
杉 久武君 宮本 周司君  
田村 智子君 紙 智子君  
秋野 公造君 新妻 秀規君  
平木 大作君 若林 健太君  
江島 潔君 仁比 聡平君  
大門美紀史君 若松 謙維君  
谷合 正明君 横山 信一君  
藤川 政人君 中原 八一君  
三原しゅん子君 井上 哲士君  
小池 晃君 浜田 昌良君  
山本 香苗君 山本 博司君  
磯崎 陽輔君 藤井 基之君  
北川イツセイ君 市田 忠義君  
山下 芳生君 荒木 清寛君  
山口那津男君 魚住裕一郎君  
西田 実仁君 長沢 広明君  
世耕 弘成君 衛藤 晟一君  
山谷えり子君 赤池 誠章君  
長谷川 岳君 大家 敏志君  
宇都 隆史君 吉川ゆうみ君  
森屋 宏君 山下 雄平君  
山田 修路君 渡邊 美樹君  
堀内 恒夫君 三宅 伸吾君  
三木 亨君 舞立 昇治君  
堀井 巖君 馬場 成志君  
渡辺 猛之君 井原 巧君  
石井 正弘君 石田 昌宏君  
太田 房江君 大野 泰正君  
北村 経夫君 古賀友一郎君

牧野たかお君 熊谷 大君 上野 通子君 赤石 清美君 野上浩太郎君 二之湯 智君 松村 祥史君 愛知 治郎君 中川 雅治君 宮沢 洋一君 岡田 広君 脇 雅史君 関口 昌一君 伊達 忠一君 岩井 茂樹君 阿達 雅志君 荒井 広幸君 谷 亮子君 二之湯武史君 中泉 松司君 堂故 茂君 上月 良祐君 島田 三郎君 高野光二郎君 滝沢 求君 丸山 和也君 森 まさこ君 西田 昌司君 石井みどり君 松山 政司君 山本 順三君 松下 新平君 片山さつき君 柳本 卓治君 武見 敬三君 橋本 聖子君 木村 義雄君 鴻池 祥肇君  
中西 祐介君 磯崎 仁彦君 石井 浩郎君 山田 俊男君 小泉 昭男君 岡田 直樹君 野村 哲郎君 末松 信介君 有村 治子君 林 芳正君 金子原二郎君 鶴保 庸介君 岩城 光英君 高階恵美子君 山本 太郎君 青木 一彦君 主濱 了君 羽生田 俊君 長峯 誠君 豊田 俊郎君 大沼みずほ君 酒井 庸行君 島村 大君 高橋 克法君 石井 準一君 古川 俊治君 丸川 珠代君 塚田 一郎君 吉田 博美君 水落 敏榮君 猪口 邦子君 佐藤 正久君 溝手 顕正君 岸 宏一君 山崎 力君 山本 一太君 小坂 憲次君 森本 真治君

磯崎 哲史君 安井美沙子君 小西 洋之君 大野 元裕君 柘植 芳文君 徳永 エリ君 難波 奨二君 滝波 宏文君 金子 洋一君 牧山ひろえ君 相原久美子君 福岡 資麿君 藤末 健三君 大久保 勉君 足立 信也君 島尻安伊子君 柳澤 光美君 藤田 幸久君 那谷屋正義君 尾辻 秀久君 神本美恵子君 羽田雄一郎君 榎葉賀津也君 渡辺美知太郎君 清水 貴之君 薬師寺みちよ君 山口 和之君 有田 芳生君 中西 健治君 藤巻 健史君 大島九州男君 水野 賢一君 儀間 光男君 水岡 俊一君 江口 克彦君 松田 公太君 真山 勇一君 小見山幸治君  
石上 俊雄君 浜野 喜史君 石橋 通宏君 西村まさみ君 斎藤 嘉隆君 田城 郁君 江崎 孝君 野田 国義君 吉川 沙織君 風間 直樹君 林 久美子君 広田 一君 尾立 源幸君 白 眞勲君 藤本 祐司君 佐藤 信秋君 小林 正夫君 大塚 耕平君 山東 昭子君 中曾根弘文君 田中 直紀君 郡司 彰君 和田 政宗君 田中 茂君 松沢 成文君 行田 邦子君 東 徹君 浜田 和幸君 井上 義行君 蓮 舫君 中野 正志君 山田 太郎君 柴田 巧君 津田弥太郎君 中山 恭子君 アントニオ猪木君 川田 龍平君 増子 輝彦君

国務大臣

経済産業大臣 宮沢 洋一君  
環境大臣 望月 義夫君

議長の報告事項  
一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員  
井原 巧君 補欠 大野 泰正君  
田村 智子君 補欠 山下 芳生君

法務委員  
石井 正弘君 補欠 猪口 邦子君  
世耕 弘成君 補欠 井原 巧君  
石上 俊雄君 補欠 小見山幸治君

外交防衛委員  
猪口 邦子君 補欠 石井 正弘君  
山田 太郎君 補欠 豊田 俊郎君

文教科学委員  
那谷屋正義君 補欠 白 眞勲君  
山下 芳生君 補欠 田村 智子君

[illegible]

審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年七月九日

環境委員長 島尻安伊子

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会での決定の理由

本法律案は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害が発生した場合における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、環境大臣による当該廃棄物の処理の代行等の措置について定めようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、今回の法改正に盛り込まれなかった放射性物質に汚染された廃棄物の処理体制について、早急に法整備を含めた対応を検討し、万が一原子力災害が起きた場合に備えること。  
あわせて指定廃棄物の処理について各地域で混乱を招いていることから、処理促進についての法整備を含めた議論を加速化し、早急に対策を講ずること。

二、非常災害時の廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、廃棄物の発生状況の把握から最終処分に至るまで、関係者による適切な役割分担及び相互の協力が確実に実施されるよう、今後策定するとされている「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」等により、国、都道府県、市町村それぞれが果たすべき役割、民間事業者に対して求める協力の内容等について具体的に示すとともに、国がリーダーシップを確実に発揮できるよう体制整備に努めること。

三、地方自治体において、災害時の廃棄物処理に係る事前の備えとして、仮置場の確保の方策等を定める「災害廃棄物処理計画」の策定率が三割程度にとどまっていることから、発災時の適正かつ迅速な対応を可能とするために、同計画の策定が加速されるよう、地方自治体に対する支援に万全を期すること。

四、災害廃棄物の広域処理については、東日本大震災の際の教訓も踏まえ、災害廃棄物の迅速な処理を大前提としつつ、地域の実情や経済性も考慮した上で、必要に応じて実施するものとする。その際には、廃棄物の処理が効率的に行われることとなるよう、関係地方自治体、民間事業者等と協議するとともに、国民の理解を得るために十分な説明を行うこと。

五、廃棄物処理施設の設置等に係る手続の簡素化、処理の再委託及び再生利用については、不適正処理を誘発することのないよう、厳格な条件を付すなど適切な措置を講ずること。  
六、大規模災害における災害廃棄物の処理には莫大な費用が必要になることから、地方自治体の負担に対する不安を払拭するためにも、十分な財政上の措置を講ずるよう努めること。

七、東日本大震災では既存の廃棄物処理施設が地震や津波で損壊し、処理が遅れたことから、地震や水害で稼働不能とならないよう施設の強靱化に向けた整備、予算の確保など十分な災害対策を講ずるよう努めること。  
また、地域の災害対応拠点となる廃棄物処理施設について、避難所等への電気や熱エネルギーの供給施設としても機能することとなるよう、地方自治体の取組を支援すること。  
八、大規模災害発生時には、甚大な被害により被災地域のみで処理体制を確保することが困難な場合も想定されるため、事態の推移に応じた災害廃棄物の発生量の推計及びその処理に係る最新の科学的・技術的知見を集積し、被災地域を支援するための体制を整備すること。  
また、自然生態系の有する防災・減災機能が災害廃棄物の発生を抑制し、被災地域の負担軽減に資することから、今後のインフラ整備において活用するよう努めること。

九、今回の法改正に基づいてとられる措置については、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するとともに、法整備の趣旨が完遂されるよう、今後の災害廃棄物等に関する知見の拡充並びに地方自治体等の実施した措置及び体制等の状況を踏まえ、継続的に見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。  
右決議する。

十、今回の法改正に基づいてとられる措置については、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するとともに、法整備の趣旨が完遂されるよう、今後の災害廃棄物等に関する知見の拡充並びに地方自治体等の実施した措置及び体制等の状況を踏まえ、継続的に見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。  
右決議する。

十一、今回の法改正に基づいてとられる措置については、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するとともに、法整備の趣旨が完遂されるよう、今後の災害廃棄物等に関する知見の拡充並びに地方自治体等の実施した措置及び体制等の状況を踏まえ、継続的に見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。  
右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）  
第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたつて生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。  
（非常災害時における連携及び協力の確保）  
第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第五条の二第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

参議院議長 山崎 正昭殿 大島 理森

第五条の五第二項に次の一号を加える。

第六条の二第二項中「第九条の三第十二項」の下に「(第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九條の三第九項中「前項の」とあるのは「第八項の」と、「第三項中「第一項の」とあるのは「第八項の」と及び「第一項」とあるのは「第八項」と、「を削り、同条第十一項中、「当該許可を」、「同条第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令」とあるのは「環境省令」と、「当該許可」に改める。

第九条の三の次に次の二条を加える。  
(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九條の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができらる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は」と、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあ

第九条の三の三 市町村から非常災害により生

じた廃棄物の処分委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならぬ。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 第九條の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九條第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九條の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中

第九條の四中「及び前條第一項の規定による

一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村」を、「第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者」に改める。

第九條の五第一項中、「次條第一項及び第九條の七」を「及び次條第一項」に改める。

第九條の六第一項中「許可施設設置者である法人の」を「許可施設設置者又は第九條の三の三第一項の規定による届出をした者（以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。）である法人の」に、「（許可施設設置者）を」「（許可施設設置者等）を」と許可施設設置者を「と許可施設設置者等」に、「許可施設設置者」を「許可施設設置者等」に改める。

第九条の七中「許可施設設置者」を「許可施設設置者等」に改める。

第十五条の二の五に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

第二十九条第一号中「第十二条第三項」を「第九条の三の第三項、同条第三項において読み替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第

(災害対策基本法の一部改正)

第二条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項中「次の各号に」を「次に、  
「防禦し」を「防衛し」に、「行なう」を「行う」に改  
め、同項第六号中「清掃」を「廃棄物の処理及び  
清掃」に、「保健衛生」を「生活環境の保全及び公  
衆衛生」に改め、同項第九号中「防禦」を「防衛」  
に改める。

第八十六条の五第六項中「第二項」を「第四項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物

物の処理に関する基本的な指針(以下この条において「処理指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

第九十六條の五に次の五項を加える。

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

- 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第九十八條の四第一項中「第六項まで」を「第十項まで」に改める。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年七月九日  
経済産業委員長 吉川 沙織  
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に当たっては、利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供するため、専門能力を有する人材の登用や能力開発により職員の一層の専門性の向上を図ること。また、役員等の認可に当たっては、「天下り」の批判を受けることのないよう、これまでの政府方針を踏まえ、適材適所を徹底すること。

二 株式会社日本貿易保険の事業の監督を行うに当たっては、同社の経営状況等の情報公開について適切な措置を講ずるとともに、「経営の自由度、効率性、機動性の向上」という特殊会社化の趣旨を踏まえ、同社の中長期的視点に基づいた経営を阻害することのないよう十分配慮すること。

三 貿易保険事業が、戦争やテロ等によって生じる通常の保険によつて救済することのできない損失を填補するリスクの高いものであるとともに、中長期的に収支相償の原則により運営され

ることを踏まえ、新たに発足する株式会社日本貿易保険の責任準備金の適正な水準について会社設立までに検討し、結論を得ること。

四 我が国の経済協力及び国際協力の一環として、貿易保険に関して取得した債権等に対する債務削減が行われた場合には、その影響に係る負担を利用者だけに求めることのないよう、株式会社日本貿易保険に対し、債務削減額の全部又は一部に相当する交付金の交付に努めること。

右決議する。

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
平成二十七年六月三十日

衆議院議長 大島 理森  
参議院議長 山崎 正昭殿

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(貿易保険法の一部改正)  
第一条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「独立行政法人日本貿易保険を」を「株式会社日本貿易保険」に、「第七條」を「第六條」に、「第八條」第十二條を「第七條」第十一條に、「第三節 業務等(第十三條―第十八條)」を「第四節 雑則(第十九條―第二十一條)」に、「第三節 財務及び会計(第十七條―第三十條)」を「第四節 雑則(第三十一條―第三十八條)」に、「第二十二條―第二十六條」を「第三十九條―第四十三條」に、「第二十七條―第三十條」

を「第四十四条―第四十七条」に、「第三十一条―第三十三条」を「第四十八―第五十条」に、「第三十四条―第三十六条」を「第五十一条―第五十三条」に、「第三十七条―第三十九条」を「第五十四―第五十六条」に、「第四十条―第四十四条」を「第五十七―第六十一条」に、「第四十五条―第四十八条」を「第六十二―第六十五条」に、「第四十九条―第五十一条」を「第六十六―第六十八条」に、「第五十二条―第五十三条」を「第六十九―第七十条」に、「第五十四条―第五十六条」を「第七十一条―第七十三条」に、「第四章 政府の再保険」を「第五章 罰則」に改める。

（第五十七条―第六十一条）を「第四章 罰則」に改める。  
（第七十四―第七十七条）に改める。  
第二章第十八項中「若しくは外国人が行う」の下に「本邦法人若しくは本邦人若しくは」を、「発行される」の下に「本邦法人若しくは」を、「当該資金に充てられる」の下に「本邦法人若しくは本邦人若しくは」を加え、同項ただし書中「外国法人又は外国人が行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 外国法人又は外国人が行うもの  
二 本邦法人又は本邦人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るもの。  
第二章の章名を次のように改める。

第二章 株式会社日本貿易保険  
第三条及び第四条を削る。

第五条の見出しを「（会社の目的）」に改め、同条中「独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」を株式会社日本貿易保険（以下「会社」とする）」に改め、「効率的かつ効果的にを削り、」とす「る」の下に「株式会社とする」を加え、同条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。  
（株式の政府保有）  
第四条 政府は、常時、会社の発行済株式の総

数を保有していなければならない。

（政府の出資）

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）」とする。

第五条の二を削る。  
第六条を次のように改める。  
（商号の使用制限）

第六条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用してはならない。  
第二章第二節の節名を削る。

第二章第二節の節名を削る。

（役員等の選任及び解任等の決議）  
第七条 会社の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
第七条の前に次の節名を付する。

第二節 役員及び職員

第八条及び第九条を次のように改める。  
（役員等の欠格事項）  
第八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、会社の役員等となることができない。

（役員等の兼職禁止）

第九条 会社の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、会社以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。  
第十条を削る。

第十一条の見出しを「役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務」に改め、同条中「日本貿易保険の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」を「会社の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次条において同じ。）及び職員」に改め、同条に後段として次のように加える。  
これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

第十二条の見出しを「役員等、会計参与及び職員の地位」に改め、同条中「日本貿易保険の役員」を「会社の役員等、会計参与」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「日本貿易保険を「会社」に、「第五条」を「第三条」に改め、同条第二項及び第三項中「日本貿易保険」を「会社」に改め、第二章第三節中同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「業務の範囲等」を付する。

第三節 業務

第十四条中「日本貿易保険は、第四章の規定による政府を相手方とする再保険のほかを、会社は」に、「てん補されるを、填補される」に、「日本貿易保険が」を「会社」に改め、同条を第十三条とする。  
第十五条第一項中「日本貿易保険」を「会社」

に、「第十三条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。  
（貿易保険引受基準及び再保険引受基準）

第十五条 経済産業大臣は、会社が貿易保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準（次項及び次条第一項において「貿易保険引受基準」という。）及び再保険の引受けを決定するに当たつて従うべき基準（次項及び次条第一項において「再保険引受基準」という。）を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により貿易保険引受基準及び再保険引受基準を定めたときは、これを公表するものとする。  
第十六条を次のように改める。  
（引受決定）

第十六条 会社は、貿易保険又は再保険の引受けを行うおとるときは、貿易保険引受基準又は再保険引受基準に従つて、貿易保険又は再保険の引受けを決定しなければならない。

2 会社は、貿易保険又は再保険の引受け（経済産業省令で定めるものに限り。）を決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。  
第十七条及び第十八条を削る。

第四章を削る。

第六十四条中「日本貿易保険の役員を」を「会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役に、」に改め、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「認可」の下に「又は承認を加え、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第四号中「第二十三条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第三号中「第二十三条第二項」を「第二十一条第四項、第三十一条第三項又は第四十条第二項」に改め、同条

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

第二十三条第三項中「日本貿易保険」を「会社

に改め、同条を第四十条とし、第二十二條を第三十九條とする。

第二十一條を削る。

第二十條第一号中「第十五條第一項、第十七條第一項若しくは第四項又は第十八條」を「第十四條第一項、第十八條、第十九條、第二十一條第一項、第二十四條第一項、第二十七條又は第三十三條(会社が発行することができ株式の総数を変更するものに限る。)」に改め、同條第二号中「第十六條第一項」を「第二十一條第二項若しくは第三項、第二十二條又は第二十九條第四号」に改め、同條に次の一号を加える。

三 第二十九條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第二章第四節中第二十條を第三十五條とし、同條の次に次の三條を加える。

(國際約束の履行上必要なものと認められる会社の債權の免除等に係る交付金)

第三十六條 政府は、会社が外國政府等、外國法人又は外國人に關する貿易保險又は再保險に關して取得した債權又は回収金を受ける權利(以下この條において「債權等」という。)についてその免除をし、又は放棄をした場合において、その免除又は放棄をしたことが我が國が締結した條約その他の國際約束に照らして特に必要なものであると認めるときは、予算で定める金額の範圍内において、会社に対し、その免除又は放棄をした債權等の額の全部又は一部に相當する額の交付金を交付することができる。

(法人税に係る課税の特例)

第三十七條 会社が、各事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保險契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外國貿易そ

の他の對外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保險によつて救済することができない危険で將來発生が見込まれるものを勘案して財務省令で定める金額以下の金額を損金(経理)法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十二條第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理すること(をいう。)の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。))は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 会社の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合においては、第四項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額)がある場合には、当該異常危険準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に關する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 連結親法人である会社が、各連結事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保險契約等に基づく債務の履行に備えるため、当該連結事業年度の決算において積み立てる責任準備金の金額のうち外國貿易その他の對外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保險によつて救済することができない危険で將來発生が見込まれるものを勘案して財務省令で定める金額以下の金額を損金(経理)法人税法第八十一條の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理すること(をいう。)の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該連結事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。))は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 連結親法人である会社の各連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度において前項の規定により当該前日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された異常危険準備金の金額)がある場合には、当該異常危険準備金の金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に異常危険準備金として積み立てた金額の損金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に關する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 この條において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 事業年度 法人税法第十三條及び第十四條に規定する事業年度をいう。  
二 青色申告書 法人税法第二條第三十七号に規定する青色申告書をいう。  
三 損金(経理) 法人税法第二條第二十五号に規定する損金(経理)をいう。  
四 連結事業年度 法人税法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。  
五 連結所得 法人税法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。  
六 確定申告書等 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二條第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。  
七 連結親法人 法人税法第二條第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。  
八 連結確定申告書等 租税特別措置法第二條第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。

條に規定する事業年度をいう。

二 青色申告書 法人税法第二條第三十七号に規定する青色申告書をいう。

三 損金(経理) 法人税法第二條第二十五号に規定する損金(経理)をいう。

四 連結事業年度 法人税法第十五條の二に規定する連結事業年度をいう。

五 連結所得 法人税法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。

六 確定申告書等 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二條第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。

七 連結親法人 法人税法第二條第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

八 連結確定申告書等 租税特別措置法第二條第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。

8 前各項に定めるもののほか、会社が各事業年度終了の時に對して有する外國政府等を債務者とする金銭債權のうち当該外國政府等の長期にわたる債務の履行遲滞により弁済を受けることが著しく困難なものととして財務省令で定める金銭債權について法人税法第五十二條の規定を適用する場合における当該金銭債權に係る同條第一項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額の特例その他会社に對する法人税に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税に係る課税の特例)

第三十八條 第五條第一項の規定による政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

第十九條第一項中「ときは、」の下に「(会社若しくはをを加え、」対し、その委託を受けた業務に關しを「對して」に改め、「職員に、」の下に「(会社若しくはを、」事務所」の下に「その他の施

設」を加え、「その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

第十九条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(定款の変更)

第三十三条 会社の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第三十四条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

第二章第四節の節名を削る。

第十六条の次に次の一節、節名及び一条を加える。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第十七条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(事業計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(剰余金の配当等の決議)

第十九条 会社の剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を

生じない。

(財務諸表)

第二十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他経済産業省令で定める書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(第七十六条第四号において「財務諸表」という。)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(責任準備金の算出方法書)

第二十一条 会社は、責任準備金の算出方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の算出方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請があったときは、経済産業省令で定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

4 経済産業大臣は、事情の変更により対外取引の健全な発達を図るため又は被保険者若しくは保険金を受け取るべき者の保護を図るため必要があると認めるときは、会社に対し、第一項の認可をした責任準備金の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができ。

(責任準備金)

第二十二条 会社は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度末において、貿易保険の保険契約又は再保険の契約(次条並びに第三十七条第一項及び第四項において「保険契約等」という。)に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

(支払備金)

第二十三条 会社は、毎事業年度末において、貿易保険の保険金又は再保険の再保険金(以下この条において「保険金等」という。)であつ

て保険契約等に基づいて支払義務が発生したものの(これに準ずるものとして経済産業省令で定めるものを含む。)がある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、経済産業省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならない。

(社債及び借入金)

第二十四条 会社は、社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(一般担保)

第二十五条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

第二十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の第二十四条第一項の社債又は借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。次条及び第二十八条において同じ。)に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券又はその利権を失つた者に交付するため政令で定めるところにより発行する社債券又は利権に係る債務について、保証契約をすることができ。

(償還計画)

第二十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、社債及び借入金の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財政上の措置)

第二十八条 政府は、会社が、第二十四条第一項の規定により、社債を発行し、又は資金を借り入れることによつても、なお第十二条第一項若しくは第二項に規定する業務に要する費用又は社債若しくは借入金の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(余裕金の運用)

第二十九条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

四 前三号に掲げる方法に準ずるものとして経済産業省令で定める方法

(経済産業省令への委任)

第三十条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五節 雜則

(監督)

第三十一条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

本則に次の一条を加える。  
第七十七条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(特別会計に關する法律の一部改正)  
第二条 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四節 貿易再保険特別会計(第百八十二条―第百九十二条)」を「第十節から第十四節まで 削除」に改める。

第二条第一項第十号から第十四号までを次のように改める。  
第十節から第十四節まで 削除

第二章第十節から第十四節までを次のように改める。  
第十節から第十四節まで 削除

附則  
第一百三十八号から第百九十二条まで 削除

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第七号まで並びに附則第十一、第十三条第二項、第十四条及び第二十六条の規定 公布の日

二 第一条中貿易保険法第二条第十八項、第二十七号第二項第一号、第三十一条第二項第一号ト及び同項第二号ホ並びに第三十四条第二項の改正規定並びに附則第二十三条の規定 平成二十八年四月一日

(設立委員)

第二条 経済産業大臣は、設立委員を命じ、株式会社日本貿易保険(以下「会社」という。)の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に關する次に掲げる事項及び会社が発行することができ、る株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に關する事項

2 会社の設立に關して発行する株式については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五号第二項の規定にかかわらず、附則第六号の規定により政府及び独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。こ

の場合において、同法第四百四十五号第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)」とする。

(株式の引受け)

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府及び日本貿易保険が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府及び日本貿易保険に割り当てるものとする。

2 前項の規定により日本貿易保険に割り当てられた株式による会社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第六条 政府は、会社の設立に際し、会社に対し、第二条の規定による改正前の特別会計に關する法律(以下「旧特別会計法」という。)

第二項第十四号の規定により設置された貿易再保険特別会計(以下「旧貿易再保険特別会計」という。)

に所屬する財産(政令で定めるものを除く。)を出資するものとする。

2 日本貿易保険は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。

(創立總會)

第七条 会社の設立に係る会社法第六十五号第一項の規定の適用については、同項中「第五十八号第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「貿易保険法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第五号第一項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第八条 附則第六号の規定により政府及び日本貿易保険が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九号の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九条 会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十条 日本貿易保険が出資によつて取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十一条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(国の権利義務の承継)

第十二条 会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、第一条の規定による改正前の貿易保険法(以下「旧貿易保険法」という。)

による政府の再保険事業に關するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、会社が承継する。

(日本貿易保険の解散等)

第十三条 日本貿易保険は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

2 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終る中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)以下「通則法」という。)

第二十九号第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。)

における最後の事業年度の直前の事業年度の終了後日本貿易保険が通則法第三十二条第一項の規定により評価を受けなければならない事項について

の同項第二号の規定の適用については、同号中「実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」とあるのは、「実績」とする。

3 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に

終わる中期目標の期間における最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績については、会社が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び公表は会社が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は会社に対してなされるものとする。

4 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書に關し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、会社が従前の例により行うものとする。

5 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる事業年度における利益及び損失の処理については、会社が従前の例により行うものとする。

6 第一項の規定により日本貿易保険が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

第十四条 附則第十二条及び前条第一項の規定により会社が国及び日本貿易保険から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本貿易保険の役員等から引き続き会社の取締役等となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の日(以下この条及び附則第三十一条において「施行日」という。)の前日に日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により経済産業省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「経済産業省共済組合」という。)の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き会社社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会社の役員である場合には、同法の規定の適用については、当該役員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると経済産業省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに経済産業省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役員である期間経済産業省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する会社の役員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合においては、その申出は、当該期限内に当該役員(の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次

項において同じ。)がすることが出来る。

3 施行日の前日において日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において経済産業省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き会社の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による費用の負担)

第十六条 附則第十二条の規定により会社が承継する権利及び義務のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条の二第二項に規定する費用及び同法第五十四条第一項に規定する追加費用の負担に關し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第十七条 日本貿易保険の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(商号に関する経過措置)

第十八条 第一条の規定による改正後の貿易保険法(以下「新貿易保険法」という。)第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画等に関する経過措置)

第十九条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画及び償還計画についての新貿易保険法第

十八条及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(法人税に係る課税の特例)

第二十条 会社が附則第十二条及び第十三条第一項の規定により承継する資産及び負債について法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、附則第十四条第一項の規定により評価委員が評価した価額をその承継の時における価額とみなす。

2 附則第六条の規定による出資に係る法人税法第六十二条の八の規定の適用については、同条第七項中「をいう。」とあるのは「をいう。以下この項において同じ。」と、「あつては」とあるのは「あつては」と、「金額」とあるのは「金額とし、各差額負債調整勘定の金額が、株式会社日本貿易保険が貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第十二条(国の権利義務の承継)及び第十三条第一項(日本貿易保険の解散等)の規定により承継した資産及び負債(以下この項において「特定承継による資産及び負債」という。)に係るものである場合にあつては当該各差額負債調整勘定の金額に係る当初計上額とする。」と、「事業年度」とあるのは「事業年度とし、各差額負債調整勘定の金額が特定承継による資産及び負債に係るものである場合にあつては株式会社日本貿易保険の成立の日の属する事業年度とする。」とする。

(登録免許税に係る課税の特例)

第二十一条 附則第九条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第六条第二項の規定により日本貿易保険が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登録については、登録免許税を課さない。

(業務の委託の認可等に関する経過措置)

第二十二條 この法律の施行前に旧貿易保険法第十五條第一項又は第十七條第一項の規定によりされた認可は、それぞれ新貿易保険法第十四條第一項又は第二十四條第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 この法律の施行前に旧貿易保険法第二十三條第一項の規定によりされた届出は、新貿易保険法第四十條第一項の規定によりされた届出とみなす。

(旧保険に関する経過措置)

第二十三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に日本貿易保険が引き受けた普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険並びに同日前に成立したこれらの貿易保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 旧貿易再保険特別会計の平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧貿易再保険特別会計に所属する権利及び義務は、附則第十二條の規定により会社継承されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、この法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百三十三号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保険法による政府の再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる

者又は当該国の法人若しくは人に関するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4 この法律の施行前に旧特別会計法第六百八十六條第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために旧特別会計法第六條及び第六百八十六條第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられたものとみなす。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五條 この法律(附則第一條第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十七條 次に掲げる法律の規定中独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一

二 国家公務員共済組合法別表第二(国立国会図書館法の一部改正)

第二十八條 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第二十九條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「貿易再保険特別会計を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二第二項第二号及び第七十二條の十二第二号中「及び保険業」を「保険業及び貿易保険業」に改める。

第七十二條の二十四の二第三項第一号中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第七十二條の十二第二号の各事業年度の収入金額は、貿易保険業を行う株式会社日本貿易保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十五を乗じて得た金額による。

第七十二條の二十四の四並びに第七十二條の二十四の七第一項及び第二項中「及び保険業」を

「保険業及び貿易保険業に改める。

第七十二條の四十一第一項中「若しくは保険業」を「保険業若しくは貿易保険業」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第七十二條の二第一項第二号、第七十二條の十二第二号、第七十二條の二十四の四、第七十二條の二十四の七第一項及び第二項並びに第七十二條の四十一第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七十二條の二十四の二第五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第三十二條 行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(印紙税法の一部改正)

第三十三條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険

(貿易保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四條 貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「日本貿易保険の成立の際を「独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という)の成立の際」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十五条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第三十六条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十七条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本政策金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本貿易保険 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

投票者氏名

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

阿達 雅志君 愛知 治郎君  
青木 一彦君 赤池 誠章君  
赤石 清美君 有村 治子君  
井原 巧君 石井 準一君  
石井 浩郎君 石井 正弘君  
石井みどり君 石田 昌宏君  
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君  
猪口 邦子君 岩井 茂樹君  
岩城 光英君 宇都 隆史君

上野 通子君 江島 潔君  
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君  
大家 敏志君 大沼みずほ君  
大野 泰正君 太田 房江君  
岡田 直樹君 岡田 広君  
片山さつき君 金子原二郎君  
木村 義雄君 岸 宏一君  
北川イツセイ君 北村 経夫君  
熊谷 大君 小泉 昭男君  
小坂 憲次君 古賀友一郎君  
上月 良祐君 鴻池 祥肇君  
佐藤 信秋君 佐藤 正久君  
酒井 庸行君 山東 昭子君  
島尻安伊子君 島田 三郎君

島村 大君 末松 信介君  
世耕 弘成君 関口 昌一君  
伊達 忠一君 高階恵美子君  
高野光二郎君 高橋 克法君  
滝沢 求君 滝波 宏文君  
武見 敬三君 柘植 芳文君  
塚田 一郎君 鶴保 庸介君  
堂故 茂君 豊田 俊郎君  
中泉 松司君 中川 雅治君  
中曾根弘文君 中西 祐介君  
中原 八一君 長峯 誠君  
二之湯 智君 二之湯武史君  
西田 昌司君 野上浩太郎君  
野村 哲郎君 羽生田 俊君  
長谷川 岳君 馬場 成志君  
橋本 聖子君 林 芳正君  
福岡 資麿君 藤井 基之君  
藤川 政人君 古川 俊治君  
堀井 巖君 堀内 恒夫君  
舞立 昇治君 牧野たかお君  
松下 新平君 松村 祥史君  
松山 政司君 丸川 珠代君  
丸山 和也君 三木 亨君  
三原じゅん子君 三宅 伸吾君  
水落 敏栄君 溝手 顕正君  
宮沢 洋一君 宮本 周司君  
森 まさこ君 森屋 宏君  
柳本 卓治君 山崎 力君  
山下 雄平君 山田 修路君  
山田 俊男君 山谷えり子君  
山本 一太君 山本 順三君  
吉川ゆうみ君 吉田 博美君  
若林 健太君 脇 雅史君  
渡辺 猛之君 渡邊 美樹君  
足立 信也君 相原久美子君  
有田 芳生君 石上 俊雄君  
石橋 通宏君 磯崎 哲史君  
江崎 孝君 江田 五月君

小川 勝也君 小川 敏夫君  
尾立 源幸君 大久保 勉君  
大島九州男君 大塚 耕平君  
大野 元裕君 加藤 敏幸君  
風間 直樹君 金子 洋一君  
神本美恵子君 北澤 俊美君  
郡司 彰君 小西 洋之君  
小林 正夫君 小見山幸治君  
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君  
榛葉賀津也君 田城 郁君  
田中 直紀君 津田弥太郎君  
徳永 エリ君 那谷屋正義君  
直嶋 正行君 長浜 博行君  
難波 奨二君 西村まさみ君  
野田 国義君 羽田雄一郎君  
白 眞敷君 浜野 喜史君  
林 久美子君 広田 一君  
福山 哲郎君 藤末 健三君  
藤田 幸久君 藤本 祐司君  
前川 清成君 前田 武志君  
牧山ひろえ君 増子 輝彦君  
水岡 俊一君 森本 真治君  
安井美沙子君 柳澤 光美君  
柳田 稔君 吉川 沙織君  
蓮 舫君 秋野 公造君  
荒木 清寛君 魚住裕一郎君  
河野 義博君 佐々木さやか君  
杉 久武君 竹谷とし子君  
谷合 正明君 長沢 広明君  
新妻 秀規君 西田 実仁君  
浜田 昌良君 平木 大作君  
矢倉 克夫君 山口那津男君  
山本 香苗君 山本 博司君  
横山 信一君 若松 謙維君  
東 徹君 小野 次郎君  
片山虎之助君 川田 龍平君  
儀間 光男君 清水 貴之君  
柴田 巧君 寺田 典城君

平成二十七年七月十日 参議院会議録第三十二号

投票者氏名

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>藤巻 健史君<br/>室井 邦彦君<br/>市田 忠義君<br/>吉良よし子君<br/>小池 晃君<br/>大門実紀史君<br/>仁比 聡平君<br/>アノニオ猪木君<br/>行田 邦子君<br/>松田 公太君<br/>山田 太郎君<br/>中野 正志君<br/>浜田 和幸君<br/>和田 政宗君<br/>水野 賢一君<br/>渡辺美知太郎君<br/>又市 征治君<br/>主濱 了君<br/>荒井 広幸君</p> <p>真山 勇一君<br/>井上 哲士君<br/>紙 智子君<br/>倉林 明子君<br/>田村 智子君<br/>辰巳孝太郎君<br/>山下 芳生君<br/>井上 義行君<br/>田中 茂君<br/>山口 和之君<br/>江口 克彦君<br/>中山 恭子君<br/>松沢 成文君<br/>中西 健治君<br/>薬師寺みちよ君<br/>福島みずほ君<br/>吉田 忠智君<br/>谷 亮子君<br/>興石 東君</p> | <p>反対者氏名<br/>山本 太郎君 一名</p> | <p>日程第二 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)<br/>賛成者氏名<br/>阿達 雅志君<br/>青木 一彦君<br/>赤石 清美君<br/>井原 巧君<br/>石井 浩郎君<br/>石井 みどり君<br/>磯崎 仁彦君<br/>猪口 邦子君<br/>岩城 光英君<br/>上野 通子君<br/>衛藤 晟一君<br/>大家 敏志君</p> <p>愛知 治郎君<br/>赤池 誠章君<br/>有村 治子君<br/>石井 準一君<br/>石田 昌宏君<br/>磯崎 陽輔君<br/>岩井 茂樹君<br/>宇都 隆史君<br/>江島 潔君<br/>尾辻 秀久君<br/>大沼みずほ君</p> <p>二二一名</p> | <p>大野 泰正君<br/>岡田 直樹君<br/>片山さつき君<br/>木村 義雄君<br/>北川イッセイ君<br/>熊谷 大君<br/>小坂 憲次君<br/>上月 良祐君<br/>佐藤 信秋君<br/>酒井 庸行君<br/>島尻安伊子君<br/>島村 大君<br/>世耕 弘成君<br/>伊達 忠一君<br/>高野光二郎君<br/>滝沢 求君<br/>武見 敏三君<br/>塚田 一郎君<br/>堂故 茂君<br/>中泉 松司君<br/>中曽根弘文君<br/>中原 八一君<br/>二之湯 智君<br/>西田 昌司君<br/>野村 哲郎君<br/>長谷川 岳君<br/>橋本 聖子君<br/>福岡 資麿君<br/>藤川 政人君<br/>堀井 巖君<br/>舞立 昇治君<br/>松下 新平君<br/>松山 政司君<br/>丸山 和也君<br/>三原じゅん子君<br/>水落 敏栄君<br/>宮本 周司君<br/>森屋 宏君</p> <p>太田 房江君<br/>岡田 広君<br/>金子原二郎君<br/>岸 宏一君<br/>北村 経夫君<br/>小泉 昭男君<br/>古賀友一郎君<br/>鴻池 祥肇君<br/>佐藤 正久君<br/>山東 昭子君<br/>島田 三郎君<br/>末松 信介君<br/>関口 昌一君<br/>高階恵美子君<br/>高橋 克法君<br/>滝波 宏文君<br/>柘植 芳文君<br/>鶴保 庸介君<br/>豊田 俊郎君<br/>中川 雅治君<br/>中西 祐介君<br/>長峯 誠君<br/>二之湯武史君<br/>野上浩太郎君<br/>羽生田 俊君<br/>馬場 成志君<br/>林 芳正君<br/>藤井 基之君<br/>古川 俊治君<br/>堀内 恒夫君<br/>牧野たかお君<br/>松村 祥史君<br/>丸川 珠代君<br/>三木 亨君<br/>三宅 伸吾君<br/>溝手 顕正君<br/>森 まさこ君<br/>柳本 卓治君</p> | <p>山崎 力君<br/>山田 修路君<br/>山谷えり子君<br/>山本 順三君<br/>吉田 博美君<br/>脇 雅史君<br/>渡邊 美樹君<br/>相原久美子君<br/>石上 俊雄君<br/>磯崎 哲史君<br/>江田 五月君<br/>小川 敏夫君<br/>大久保 勉君<br/>大塚 耕平君<br/>金子 洋一君<br/>北澤 俊美君<br/>小西 洋之君<br/>小見山幸治君<br/>櫻井 充君<br/>田城 郁君<br/>津田弥太郎君<br/>那谷屋正義君<br/>長浜 博行君<br/>西村まさみ君<br/>羽田雄一郎君<br/>浜野 喜史君<br/>広田 一君<br/>藤末 健三君<br/>藤本 祐司君<br/>前田 武志君<br/>増子 輝彦君<br/>森本 真治君<br/>柳澤 光美君<br/>吉川 沙織君<br/>秋野 公造君<br/>魚住裕一郎君<br/>佐々木さやか君</p> <p>山下 雄平君<br/>山田 俊男君<br/>山本 一太君<br/>吉川ゆうみ君<br/>若林 健太君<br/>渡辺 猛之君<br/>足立 信也君<br/>有田 芳生君<br/>石橋 通宏君<br/>江崎 孝君<br/>小川 勝也君<br/>尾立 源幸君<br/>大島九州男君<br/>大野 元裕君<br/>風間 直樹君<br/>神本美恵子君<br/>郡司 彰君<br/>小林 正夫君<br/>斎藤 嘉隆君<br/>榎葉賀津也君<br/>田中 直紀君<br/>徳永 エリ君<br/>直嶋 正行君<br/>難波 奨二君<br/>野田 国義君<br/>白 眞勲君<br/>林 久美子君<br/>福山 哲郎君<br/>藤田 幸久君<br/>前川 清成君<br/>牧山ひろえ君<br/>水岡 俊一君<br/>安井美沙子君<br/>柳田 稔君<br/>蓮 舫君<br/>荒木 清寛君<br/>河野 義博君<br/>杉 久武君</p> | <p>竹谷とし子君<br/>長沢 広明君<br/>西田 実仁君<br/>平木 大作君<br/>山口那津男君<br/>山本 博司君<br/>若松 謙維君<br/>小野 次郎君<br/>川田 龍平君<br/>清水 貴之君<br/>寺田 典城君<br/>真山 勇一君<br/>アノニオ猪木君<br/>行田 邦子君<br/>松田 公太君<br/>山田 太郎君<br/>中野 正志君<br/>浜田 和幸君<br/>和田 政宗君<br/>水野 賢一君<br/>渡辺美知太郎君<br/>谷 亮子君<br/>興石 東君</p> <p>市田 忠義君<br/>吉良よし子君<br/>小池 晃君<br/>大門実紀史君<br/>仁比 聡平君<br/>福島みずほ君<br/>吉田 忠智君</p> <p>一五名</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
〒一〇五―八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局

電 話  
03  
(3587)  
4294

定 価  
（本体） 本号一部  
一一八円  
一一〇円